平成２６年（フ）第４２号
岡山県美作市英田青野370番地１
債務者　赤堀　彰泰
１　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第２６８号
香川県高松市太田上町11番地１　フレンドリー Ｂ006号室
債務者　奥野　彰子（旧姓中納）
１　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０５号
香川県高松市太田下町2163番地８　ハイツ太田101号
債務者　吉田　晶子
１　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８号
愛媛県松山市北梅本町甲2119番地５
債務者　鈴木　美紀
１　決定年月日時　平成26年６月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第２５１号
千葉市若葉区桜木７丁目３番12号　サンパレス榎本206号
債務者　伊良波里子
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３１３号
千葉市美浜区磯辺４丁目17番６棟402号
債務者　沼崎　　修
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３２７号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番33棟505号
債務者　加藤　慶吾
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３５６号
千葉県市原市飯沼31番地３
債務者　池田　實男
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４００号
千葉県市原市郡本３丁目136番地　コスモスハウス201、住民票上の住所千葉県市原市郡本３丁目136番地　コスモスハウス207
債務者　池田　宗司
１　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７５号
長崎県長崎市高尾町23番34号
債務者　竹内　正男
１　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
仙台市青葉区台原２丁目４番１号
債務者　秋山やよえ
１　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
仙台市太白区金剛沢１丁目９番28号
債務者　坂本　　聡
１　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
宮城県多賀城市山王字中山王55番地の１　ＭＫハイツＣ102号、従前の住所宮城県多賀城市浮島２丁目33番７号　千葉アパート202号
債務者　先崎　祐二
１　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
仙台市太白区柳生２丁目10番地の２　シャイン仙台柳生第１―504
債務者　木村　謙治
１　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
宮城県角田市笠島字黒荷田40番地10
債務者　佐藤　圭介
１　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第５５号
秋田市茨島６丁目23番10号
債務者　伊藤　尉匡
１　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６号
秋田市茨島６丁目23番10号
債務者　伊藤　　類（旧姓工藤・山谷）
１　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部